

2016年6月

お得意様 各位

ニチハ株式会社

### 「防火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1359号）」改正の件

拝啓 深緑の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はニチハ製品に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度の告示内容の改正に伴い、弊社の取り扱う窯業系サイディングが不燃下地以外にお使いいただく場合に、告示での対応が可能となりましたのでお知らせ致します。

今後とも、モエンサイディングをはじめとするニチハ商品をご愛顧たまわりますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 告示適用製品（告示追加の内容）

①窯業系サイディング 15mm以上の製品（中実品）

②窯業系サイディング 18mm以上の製品（中空品で中空部を除く厚さが7mm以上）

<弊社該当製品>

- ・風光 厚さ 21mm
- ・モエンエクセラード 厚さ 18mm, 厚さ 16mm
- ・モエンサイディング S18・16 厚さ 18mm, 厚さ 16mm
- ・モエンアート下地材 厚さ 16mm

#### 2. 告示非適用製品

①窯業系サイディング 14mmの製品（中実品）

②窯業系サイディング中空品で15～16mmの製品

<弊社該当製品>

- ・モエンサイディングーM14・W14 厚さ 14mm
- ・モエン大壁工法下地材 厚さ 14mm
- ・センターサイディング（金属製外壁材）

#### 3. JTC大臣認定について

今回改正されました告示の仕様に適合有無に関わらず、JTC大臣認定は引き続き有効です。木造外壁の防火構造の場合は、認定番号PC030BE-9201が使用できます。鉄骨造外壁につきましては、当該告示には含まれませんので、従来通り鉄骨造外壁構造認定番号PC030BE-9202をご使用下さい。

以上